

「宇都宮市保育サービス向上ビジョン」

平成22年3月

宇都宮市

目 次

1. 策定の趣旨	1
2. 保育需要量の将来推計	6
3. 保育サービス向上対策	9
4. 施策の体系	12

1 策定の趣旨

1 ビジョン策定の背景

(1) 少子化の進行

本市では、少子化の進行が一層顕著になることが予測されており、年少人口の構成比は、現状の14.5%から平成32年には12.7%へと低下するものと見込まれています。

こうした少子化の要因として、育児に対する経済的な負担や、出産を機に仕事を辞めなくてはならないという不安から子どもを作らないといった理由が挙げられます。

そのため、少子化の進行を食い止めるためには、仕事をしながらでも、安心して子どもを生み育てる環境を整えて行かなくてはなりません。

【表1 年齢構造別人口および構成比】 上段：人口（人） 下段：構成比

	平成17年 (2005年)	平成19年 (2007年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成34年 (2022年)
年少人口 (0～14歳)	72,839 (14.5%)	72,738 (14.3%)	72,466 (14.2%)	69,640 (13.6%)	64,666 (12.7%)	62,426 (12.3%)
生産年齢人口 (15～64歳)	344,573 (68.6%)	342,649 (67.6%)	339,342 (66.6%)	328,847 (64.2%)	320,521 (62.8%)	318,514 (62.7%)
老年人口 (65歳以上)	84,984 (16.9%)	91,753 (18.1%)	97,840 (19.2%)	113,706 (22.2%)	125,238 (24.5%)	127,106 (25.0%)
総人口	502,396 (100%)	507,140 (100%)	509,648 (100%)	512,193 (100%)	510,425 (100%)	508,046 (100%)

(2) 新たな労働力の確保

少子・高齢化の進行により、本市における生産年齢人口は、平成32年には現状から約2万4千人減少すると予測しています。

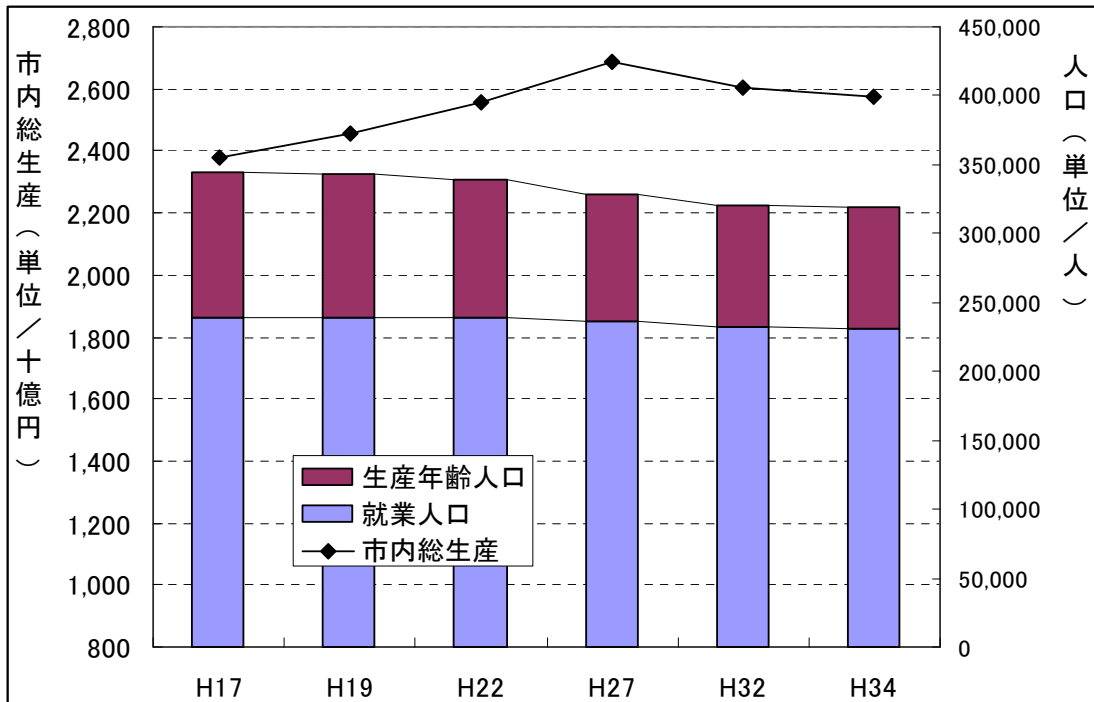
一方で、市内総生産は今後も堅調に推移し、就業人口については現状から約6千人の微減にとどまると予測しており、生産年齢人口の減少に比べ緩やかに減少していくことから、今後、団塊の世代が離職する中、子育て世代を中心とした新たな就労者が見込まれています。

このうち、在家庭の主婦（夫）に新たな就業者を求める場合、それらの家庭が就労するために子どもを預ける場所を十分用意しておくことが必要となっています。

【表2 生産年齢人口と就業人口の推移】

	平成17年 (2005年)	平成19年 (2007年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成34年 (2022年)
生産年齢人口	345千人	343千人	339千人	329千人	321千人	319千人
就業人口	240千人	239千人	239千人	237千人	233千人	231千人
生産年齢人口に占める就業人口割合	69.5%	69.8%	70.4%	72.0%	72.7%	72.5%
市内総生産	2兆3770億円	2兆4560億円	2兆5550億円	2兆6860億円	2兆6070億円	2兆5720億円

図1 生産年齢人口と就業人口の推移



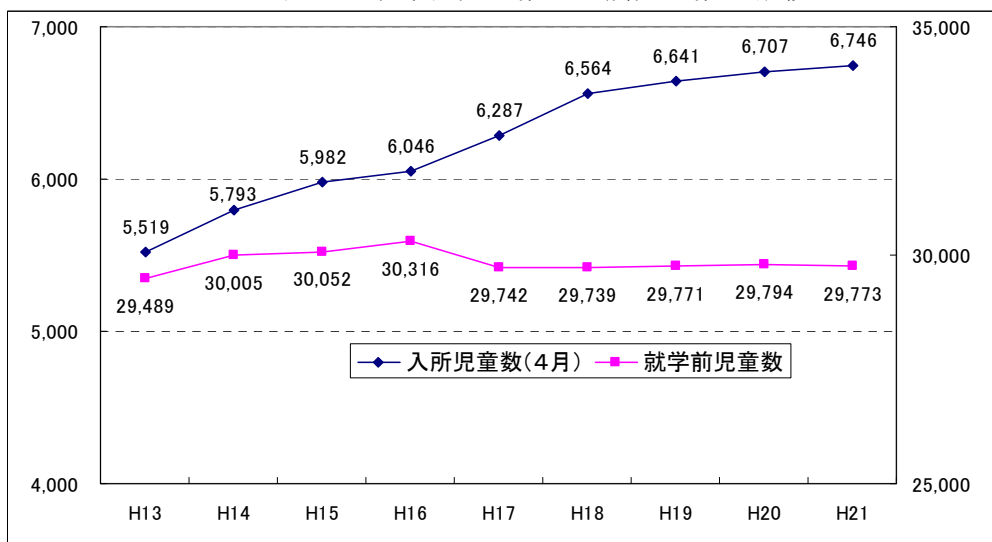
(3) 待機児童の増加

本市における就学前（0～5歳）の児童数は、少子化の進行により減少傾向にあります。夫共働き世帯の増加や女性の社会進出など、社会状況の変化による保育ニーズの多様化などから保育所を利用したいというニーズは年々高まっており、待機児童の数は増加する傾向にあります。

一方で、出産を機に仕事を辞めなくてはならないという不安から子どもを作らない家庭や、子どもを預ける場所が無く仕事に復帰できないという悩みを抱えている家庭が増加しており、こうした家庭における児童は、現在は保育に欠ける要件を満たしていなくても将来的には子どもを預けて働きたいと願っており、潜在的な待機児童であると考えられます。

本市における潜在的な待機児童は、年々増加しており、今後、更に増加することが見込まれています。

図2 就学前児童数と入所児童数の推移



(4) 「新たな保育制度」への対応

国においては、保育サービスを利用したいと考えるすべての人が、質の高い保育を普遍に享受できるようにするため、平成25年度から新たな保育制度を実施する予定となっています。この保育制度の改革に向け、今後、保育の質を十分に確保した上で、保育の量の抜本的拡充を行うことが必要であるとしています。

【制度の概要】（保育サービスに関する部分の抜粋）

国の「社会保障審議会少子化対策特別部会」の平成22年1月時点の素案

① 利用者への例外のないサービス保障

従来「保育に欠ける」という仕組みを見直し、保護者の就労形態を問わず、「保育が必要な」子どもが例外なく保育サービスを受けることができるように保障します。

② サービス選択可能な仕組み

現行の、申請により希望された保育所の中から、市が入所先を決定してその保育所に委託する仕組みを見直し、市が保育の実施に対する責務を持った上で、利用者と事業者が、公的保育契約を直接締結する仕組みとし、子どもの視点に立った保育サービスの選択を可能とします。

③ 多様なサービスメニューの充実

すべての子どもに対する公的保育を保障する観点と、多様な利用者ニーズへの対応の観点から、家庭的保育や早朝・夜間・休日保育等の多様なサービス類型を導入します。

④ サービスの質の向上

保育の質の維持・向上を図るため研修の制度的保障やステップアップの仕組み等を行います。

これまでは、昼間の勤務を常態として、フルタイムやそれに準ずる時間の勤務が入所の判断基準となっていました。

新たな保育制度によって、今後は、夜間や短時間、週の勤務日数が少ないといった場合にあっては、就労等の理由により保育サービスを利用したいと希望すれば、質の高い保育サービスを、年間を通じて普遍に享受できるようになる予定です。

こうしたことから、本市においても新たな保育制度に対応できるよう、増加する保育サービス量への的確な対応が必要となります。

2 ビジョン策定の基本的考え方

(1) ビジョンの目的

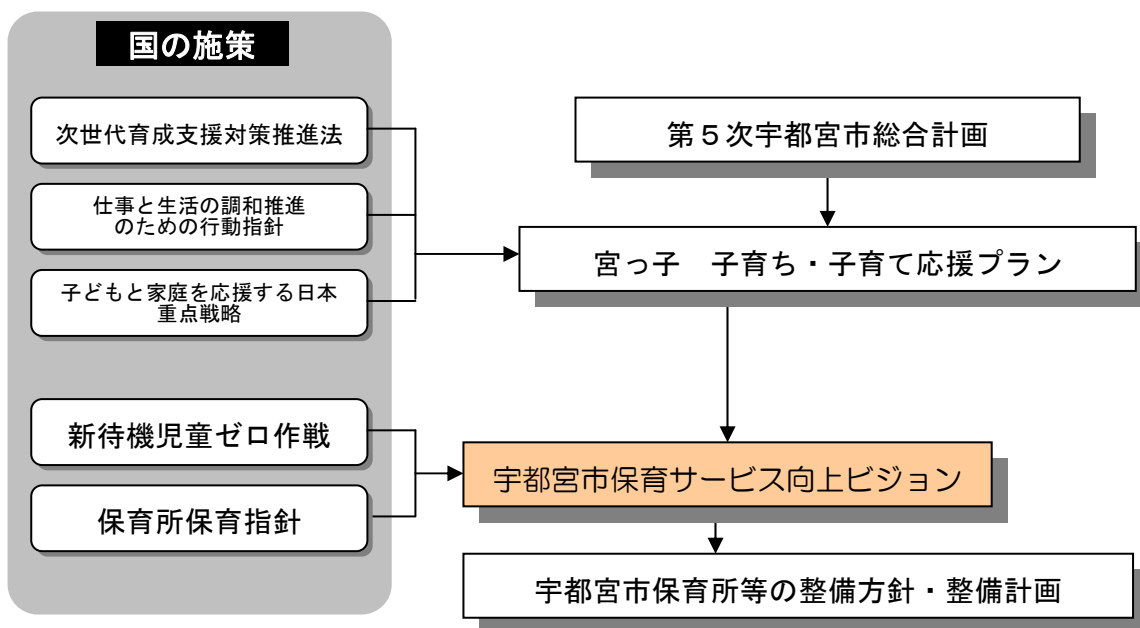
本市における地域特性を勘案した保育需要を把握した上で、増加する保育需要や多様な保育ニーズ、新しい保育制度への対応を考慮し、より良い保育環境整備を実現するため、本ビジョンを策定します。

(2) ビジョンの位置付け

本ビジョンは、『第5次宇都宮市総合計画』の基本施策「愛情豊かに子どもたちを育む」ための取組の基本方向である、全ての子育て家庭が安心して子どもを育てられる環境の整備を進めるための「子育て支援の充実」を実現するための個別計画である「宮っ子 子育て・子育て応援プラン」における、保育サービスの向上対策を取りまとめたビジョンとして位置付けます。

なお、保育所等の計画的整備を取りまとめた「宇都宮市保育所等の整備方針・整備計画」については、本ビジョンとの整合・調整を図るものとします。

【ビジョンの位置付け】



(3) 計画の期間

本ビジョンの計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

3 保育サービスの利用に対するニーズ調査

平成21年2月に「宮っ子 子育て・子育て応援プラン」の策定に係るニーズ調査を実施し、将来の就業ニーズと、利用したい保育ニーズ等について調査を行いました。その結果に基づき、将来の保育所利用ニーズ量を推計しました。

(1) 現在の就労状況と保育サービスの利用意向

現在、両親ともに就労している家庭は全体の約40%を占めています。これらの家庭のうち、保育サービスとして「認可保育所」の利用を希望する割合は68.8%（8,214名）となっておりますが、実際に保育所の入所申請を行っている児童は64.8%（7,737名）にとどまり、平成21年3月時点において、実際に保育所を利用できている児童は61.7%（7,351名）となっております。

(2) 潜在的な就労希望の把握

潜在的な就労希望の調査から、現在、就労している家庭に加え、今後、新たに就労したいという意欲を持っている家庭を合わせた割合は、将来的には、就学前児童を持つ家庭全体の約5割に及ぶという結果を得ました。

(3) 将来利用ニーズ量の推計

調査の結果に基づく各家庭の将来の就業動向と、保育サービスの利用意向から、近い将来保育所を利用したいというニーズを分析しました。その結果、就学前児童数全体に占める保育所利用ニーズは次のとおりです。

《算出方法》 0～2歳と3～5歳のそれぞれの家庭類型で、下記の計算式により算出
保育所利用ニーズ = 就学前児童を持つ家庭の就労希望割合 × 保育所利用意向率

	ニーズ調査結果 (平成21年2月)	平成21年3月時点の 保育所利用割合
0～2歳児	36.0%	22.5%
3～5歳児	38.2%	27.4%

【 参 考 : 国のニーズ調査の結果 】

平成20年2月、国は平成29年度までに全国で100万人の保育所における受け入れ態勢の整備を行うことを目標とした「新待機児童ゼロ作戦」を掲げています。

この、「新待機児童ゼロ作戦」におけるニーズ調査の結果を参考に以下に示します。

	0～2歳児	3～5歳児
新待機児童ゼロ作戦の ニーズ調査結果	42.2%	48.6%

2 保育需要量の将来推計

1 市域全体の保育需要量予測

将来利用ニーズ量推計の結果を踏まえた上で、就学前児童数の将来予測値から、平成25年度の保育制度改革を踏まえた、今後の保育需要量を推計しました。

【平成29年度の市域全体における保育需要量は 9,351名】

また、平成29年度の需要量に加え、本市の「第5次宇都宮市総合計画」の前期基本計画における最終年次である平成24年度と、「宮っ子 子育て・子育て応援プラン」の目標年次となる平成26年度について需要量を推計しています。

【0～5歳児】

	平成20年度	平成24年度	平成26年度	平成29年度	平成32年度
就学前児童人口	29,794	27,773	26,819	25,192	23,796
保育需要量* ¹	* ² 7,737	7,860	8,915	9,351	8,833
上記以外の児童数	22,057	19,913	17,904	15,841	14,963

*¹保育需要量 … 3歳未満での預かりや、3歳児から5歳児までで長時間の預かりを希望する児童数

*²平成20年度の保育需要量は入所児童数7,351名に、潜在的待機を含む待機児童数を合算したものの

【0～2歳児】

	平成20年度	平成24年度	平成26年度	平成29年度	平成32年度
就学前児童人口	14,930	13,763	13,238	12,375	11,688
保育需要量【0～2歳児】* ³	* ⁴ 3,612	3,742	4,237	4,455	4,208
※上記のニーズ量	24.2%	27.2%	32.0%	36.0%	36.0%
上記以外の児童数	11,318	10,021	9,001	7,920	7,480

*³保育需要量【0～2歳児】 … 3歳未満での預かりを希望する児童数

*⁴平成20年度の保育需要量は入所児童数3,296名に、潜在的待機を含む待機児童数を合算したものの

【3～5歳児】

	平成20年度	平成24年度	平成26年度	平成29年度	平成32年度
就学前児童人口	14,864	14,009	13,581	12,817	12,108
保育需要量【3～5歳児】* ⁵	* ⁶ 4,125	4,118	4,678	4,896	4,625
※上記のニーズ量	27.8%	29.4%	34.4%	38.2%	38.2%
上記以外の児童数	10,739	9,891	8,903	7,921	7,483

*⁵保育需要量【3～5歳児】 … 長時間の預かりを希望する児童数

*⁶平成20年度の保育需要量は入所児童数4,055名に、潜在的待機数を含む待機児童数を合算したものの

2 地域別の保育需要量予測

市域を5つの地域に区分した保育需要量の推計結果は以下のとおりとなります。

	平成 20 年度	平成 24 年度	平成 26 年度	平成 29 年度
中央地域 (本庁, 宝木, 豊郷)	3,690 名	3,728 名	4,228 名	4,404 名
北西部地域 (国本, 富屋, 篠井, 城山)	365 名	363 名	357 名	356 名
南部地域 (陽南, 横川, 姿川, 雀宮)	2,120 名	2,149 名	2,448 名	2,564 名
東部地域 (平石, 清原, 瑞穂野)	710 名	753 名	933 名	1,038 名
上河内, 河内地域	852 名	867 名	949 名	989 名
合 計	7,737 名	7,860 名	8,915 名	9,351 名

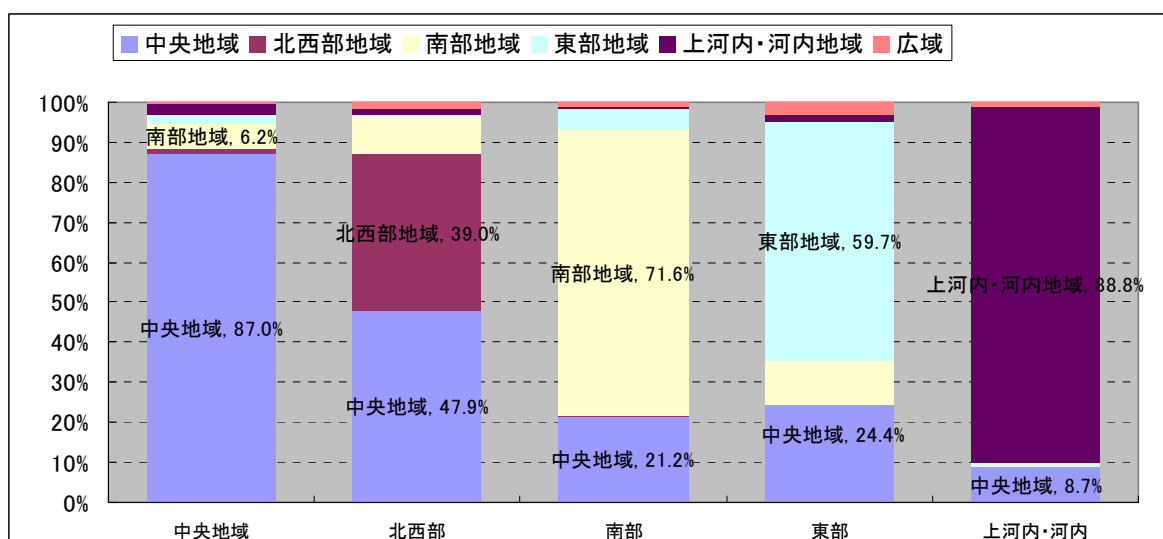


図3 居住地域別の入所先地域分布 (平成20年度ベース)

3 必要となる保育サービス量

平成 29 年度において、地域別保育需要量を満たすために必要となる保育サービス量について地域別の分析を行い、平成 29 年度までには、待機児童が解消できるように保育サービス量の整備を行います。

【平成 29 年度において市域全体で必要となる保育サービス量は 2,000 名】

地 域	平成 21 年度の保育提供量	平成 29 年度の保育需要量	必要となる保育サービス量
中央地域	3,470 名	4,400 名	930 名
北西部地域	340 名	360 名	20 名
南部地域	2,090 名	2,560 名	470 名
東部地域	670 名	1,040 名	370 名
上河内, 河内	780 名	990 名	210 名
合 計	7,350 名	9,350 名	2,000 名

3 保育サービス向上対策

1 保育サービスの量的拡大

(1) 認可保育所における取組

ア 保育所の量的拡充

(ア) 民間活力を活用した保育所の新設

今後、待機児童が著しく増えると予測される地域や、保育所や幼稚園など他の保育資源の乏しい地域においては、民間活力を活用した新設保育園の誘導を行い、待機児童の早急な解消に取り組みます。

(イ) 既存保育所の定員増

引き続き、保育所を必要とする児童が多いと予測される地域においては、既存の保育所の増改築にあわせた定員増を行い、受け入れ児童数を拡大します。

イ 公民の役割分担による柔軟な保育体制の整備

公民それぞれの保育園が担うべき役割を明確にし、公立・私立それぞれの必要量を明らかにしながら、保育体制を整備します。

また、地域における保育ニーズや役割分担、保育所の配置バランスなどを考慮しながら、公立保育園の民営化を推進します。

(2) 幼稚園における取組

ア 認定こども園の設置促進

昨今の保育ニーズを鑑み、幼稚園における低年齢児からの受け入れを可能とするため、また、新たな保育所等の設置が難しい中心市街地における待機児童の受け皿として、保育所機能を併せ持った認定こども園の設置促進を図ります。

イ 幼稚園での預かり保育の拡充

事業所内保育施設や家庭的保育事業（いわゆる「保育ママ制度」）などの低年齢児の受け入れを中心に行っている保育サービスを利用している市民や、認定こども園を利用する児童に対し、3歳以降の受け皿となれるよう、保護者の勤務時間に対応した預かり保育の実施園の充実を図り、待機児童の解消を図ります。

(3) 多様な手段による保育サービスの提供

ア 事業所内保育施設の設置促進

就業形態の多様化により、認可保育所の利用が難しい市民に対し、最も身近で安心して子どもを預けることができる保育サービスを提供するため、事業所内保育施設の積極的な設置促進を図ることで、早期の職場復帰に対応できるようにします。

イ 家庭的保育事業（いわゆる「保育ママ制度」）の促進

認可保育所の大きな集団による保育に比べ、少人数の子供を預かることにより、子どもの発達や個性に合わせた、柔軟な保育を実施することができる、家庭的保育事業（いわゆる「保育ママ制度」）を促進し、低年齢児における少人数保育を希望する保育ニーズに対応できるようにします。

ウ 認可外保育施設の充実

保育サービスを必要とする者の保育ニーズに、最も柔軟に対応することができる施設である認可外保育施設については、保育の質の向上を図っていくとともに、施設の安定的な運営に対する支援を行います。

また、認可を取得したいという意欲のある認可外保育施設の運営者に対しては、認可が可能となるよう施設整備や保育の質を向上させるための研修など必要な支援を行い、受け入れ児童数の拡大を図ります。

2 保育の質の向上

(1) 多様なニーズに応える保育サービスの充実

ア 夜間帯の保育の充実

保護者の就労形態の変化にともなう保育ニーズに対応するため、通常の保育時間を超え、午後7時までの「延長保育」の実施や、午後9時までの「長時間延長保育」を充実させます。

さらには、夜間における保育を行う「夜間保育」を実施する保育園の拡大など、保育サービスを充実させます。

イ 休日における保育の充実

日曜日や祝日といった休日に就業している保護者の保育ニーズに対応するため、利用者の利便性を考慮するとともに、地域バランスを踏まえた適正配置による、「休日保育」の拡充を図ります。

ウ 病気を持った子どもに対する保育の充実

病気にあるために集団保育が困難となる児童を、一時的に病院などの施設において保育を行うことにより、児童の健全な育成を図るとともに、その児童の保護者の子育てと就労の両立を支援するため、「病児保育」の充実を行います。

エ 在家庭の児童に対する保育サービスの充実

(ア) 一時預かり事業の拡充

保護者の疾病や災害などによる緊急時に保育が困難になる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、日頃保育所を利用していない家庭において、一時的な保育所利用が可能となるよう、「一時預かり事業」を実施する施設を拡充します。

(イ) 子育てサロンの整備促進

地域の子育て家庭が気軽に訪れ、交流できる場を提供するための施設として「子育てサロン」を整備し、育児不安等に対する相談指導や子育てサークルへの支援など多様な子育て支援事業のコーディネート機能を持たせ、地域全体で子育てを支援する基盤の拡充を図ります。

(2) 保育の質の向上に向けた対策

保育所が抛るべき保育の基本的事項を定めた「保育所保育指針」については、保育所が果たすべき役割を再確認し、子どもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育所の根幹である保育の質を高める観点から、平成20年3月に改定されました。

この「保育所保育指針」に基づき、保育実践の改善・向上、子どもの健康及び安全の確保、保育士等の資質・専門性の向上、さらには、保育を支える基盤の強化の具体的施策を盛り込んだ「アクションプログラム」を策定し、保育の質の向上を目指します。

3 地域別の待機児童解消対策

地域別の待機児童解消対策については、待機児童の将来推計から分析した地域別保育需要量を考慮し、今後、待機児童が増加することが予測される地域を重点対策地域として位置付けます。

このうち、「南部地域」と「東部地域」については、施設整備を中心とした保育提供量の拡大を行い、同様に待機児童数の多い状況にある「中央地域」については、保育所整備のための用地確保が困難であることから、事業所内保育施設の設置促進など、多様な手法を検討しながら継続的に対応していきます。

4 施策の体系

